

# 藤沢市勤労者

## 福祉制度



### 取り扱い金融機関（中央労働金庫）

中央労働金庫は労働金庫法により、労働組合などを中心とする会員によって構成され、勤労者の生活を守り向上させることを目的とした金融機関です。一般の金融機関と異なり、営利を追求せず、勤労者の福祉増進のために運営されています。

# 藤沢市勤労者住宅資金利子補助制度

2021年12月までに住宅ローンの  
初回返済をされる方を最後に、新規申請受付を終了します。

## ◆制度概要

市内に居住する勤労者※が自己の居住用として、市内に住宅を購入し、または建築するための資金（当該住宅の敷地購入資金を含む）を中央労働金庫（神奈川県内支店）から借り入れたとき、これに係る利子の一部を補助するものです。

※勤労者…雇用されて給与をもらっている方。事業主の方は含みません。

## ◆対象者 次の①～③の要件をすべて満たす方

- ① 藤沢市に居住する勤労者（勤務先は藤沢市外でも対象となります。）
- ② 神奈川県内の中央労働金庫から住宅資金を借り入れている方
- ③ 市税を滞納していない方



## ◆補助内容

1. 補助対象限度・・・600万円
2. 補助期間・・・4年（48箇月 各年に年間一括支給）
3. 補助額・・・当該年中に（1月から12月）に支払った利子の総額から1,000円を控除した額（ただし月6,900円を限度）

## ◆申請手続

毎年11月下旬から12月頃に、制度の対象となる方へ中央労働金庫から申請のご案内を送付します。補助を希望する方は、ご通知に記載の指定日までに所定の利子補助申請書に提出書類を添えて、藤沢市役所 産業労働課までお申込みください。

## ※注 意

借入れの際には中央労働金庫の審査があります。他行からの借換えは対象になりません。個々のケースにより、補助の対象とならない場合もありますので、詳細については、藤沢市産業労働課または中央労働金庫藤沢支店までお問い合わせください。

## ◆融資や審査・手続きについての問い合わせ

取扱金融機関：中央労働金庫藤沢支店（藤沢市鵜沼花沢町1-1-101）  
TEL：0466-27-8811

## ◆提出先・制度の内容についての問い合わせ

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 本庁舎8階  
藤沢市産業労働課労政担当 TEL：0466-50-8222  
市ホームページ：

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/roudoukaikan/jutakushikin.html>

# 藤沢市勤労者教育資金利子補助制度

## ◆制度概要

学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校または専修学校に在学または入学する子を持つ市内に居住する勤労者※が、その子に係る教育資金を中央労働金庫（神奈川県内支店）から借り入れたとき、これに係る利子の一部を補助するものです。

※勤労者…雇用されて給与をもらっている方。事業主の方は含みません。

## ◆対象者 次の①～③の要件をすべて満たす方

- ① 藤沢市に居住する勤労者（勤務先は藤沢市外でも対象となります。）
- ② 神奈川県内の中央労働金庫から教育資金を借り入れている方
- ③ 市税を滞納していない方



## ◆補助内容

### 1. 補助対象限度

子につき1教育機関200万円（1人の子に対して申請者は1人）

### 2. 補助期間

入学または在学する教育機関の修業年限が満了する日の属する月まで（ただし4年以内）

### 3. 補助額

当該年中（1月から12月）に本人が支払った利子の総額の2分の1（ただし年2万円を限度）

## ◆申請手続

毎年11月中旬から12月頃に、制度の対象となる可能性がある方に中央労働金庫から申請のご案内を送付します。案内をご確認の上、対象となる方は、ご通知に記載の指定日までに所定の利子補助申請書に提出書類を添えてお申込みください。

### ※注意

借入れの際には中央労働金庫の審査があります。他行からの借換えは対象になりません。

個々のケースにより、補助の対象とならない場合もありますので、詳細については中央労働金庫労働金庫藤沢支店、または藤沢市産業労働課労政担当までお問い合わせください。

### ◆融資や審査・手続きについての問い合わせ◆

取扱金融機関：中央労働金庫藤沢支店

（藤沢市鶴沼花沢町1-1-101） TEL：0466-27-8811

### ◆制度の内容についての問い合わせ◆

藤沢市産業労働課労政担当 TEL：0466-50-8222

（藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階）

市ホームページ

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/roudoukaikan/kyouikushikin.html>

# 藤沢市勤労者生活資金融資制度

## ◆制度概要

市内に居住または勤務する勤労者※の皆さんの生活の安定と向上に役立てていただくため、中央労働金庫との提携で低利に生活資金を融資する貸付制度です。

融資は中央労働金庫が行い、借入れの際には審査があります。

## ◆対象者

市内に居住、または市内事業所に勤務している勤労者の方

※勤労者…雇用されて給与をもらっている方です。事業主の方は含みません。

## ◆制度内容

1. 融資限度額・・・300万円
2. 返済期間・・・10年以内（50万円以下の場合3年以内）

## ◆資金使途

- ① 自己または家族の居住用家屋の増改築・修繕費及び太陽光発電設備設置費
- ② 自己または家族の冠婚葬祭費
- ③ 自己または家族の医療費
- ④ 自己または家族の出産費
- ⑤ 自己または家族の教育費
- ⑥ 自己または家族の技能・資格取得費
- ⑦ 自己または家族のボランティア・余暇活動費
- ⑧ 自己または家族の耐久消費財購入費
- ⑨ 自己または家族の介護費
- ⑩ 自己の育児・介護休業期間中の生活費
- ⑪ 自己の貸金遅欠配費

※⑤については4年以内、⑩については1年以内の元金据置期間（返済期間に含む。）を設けることができます。



## ◆融資利率

年1.0%～2.0%（使用使途によって異なります。）

※別途保証料が上記金利に上乗せとなります。

## ◆申請手続

融資を受けようとする方は、中央労働金庫所定の借入申込書でお申込みください。

（資金使途により添付書類は異なりますので、お電話にてご確認ください。）

## ◆融資や審査・手続きについての問い合わせ◆

取扱金融機関：中央労働金庫藤沢支店 TEL：0466-27-8811

（藤沢市鵜沼花沢町1-1-101）

## ◆制度の内容についての問い合わせ◆

藤沢市産業労働課労政担当 TEL：0466-50-8222

（藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階）

市ホームページ

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/roudoukaikan/seikatsushikin.html>